

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和4年度 海岸線 5000形車両用台車部品他購入
契約の相手方	日本製鉄株式会社 大阪支社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当

随意契約の理由

今回、購入予定の台車等の部品は、海岸線 5000形電車の台車を構成する部品である。電車の走行・停止など車両の基本性能及び安全性に大きな影響を与えることから、その購入目的は、現有部品との取替である。

したがって、これら部品の取付互換はもちろんのこと、海岸線 5000形電車の走行性能や台車の機能・構造・特性を十分理解したうえでの製作・手配が必要不可欠である。

これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に当該部品の製作を担当した上記業者のみである。

担当 部 署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)
--------	--